

## ① 土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧・固定資産課税台帳の閲覧について

役場税務課では、4月1日(水)から7月31日(金)まで土地(家屋)価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が他の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の価格と比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。縦覧できる方は、固定資産税の納税者本人です。なお、代理人に縦覧を依頼する場合は委任状が必要となります。

また、固定資産課税台帳については、自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。

この期間中に、ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

## ② 家屋を新築または取り壊した場合は届出をお願いします。

特に、家屋を取り壊した場合については、役場税務課へ家屋滅失届を提出してください。この届出がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されず、固定資産税が課税されたままとなることがあります。

また、登記されている家屋を取り壊した場合は、法務局で滅失登記をされますようお願いいたします。

【お問い合わせ先】 役場税務課 ☎ 77 - 3615

## 美波町特別支援連携協議会について

美波町では、特別な支援が必要な乳幼児・児童・生徒及びその保護者に対する支援体制の整備促進のために特別支援連携協議会を設置しています。医療・保健・福祉・労働・心理・教育等のそれぞれの機関の委員や保護者委員が連携をもち、現在だけでなく就労や自立にむけた支援のあり方について話合います。

《特別支援連携》 協議会では次のようなことについて取り組みます。

平成26年度も、各関係機関が子どもたちへの切れ目のない自立へ向けての支援を行っていただけるように話し合いを持ちました。その中で、美波っ子ファイルの利用や各関係機関の取り組みについて情報交換しました。

### ①全体会

保育園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援体制の推進や整備に関することについて研修を深めあったり話合います。(年2回程度)

### ②支援ケース会

必要に応じて開かれます。特別な支援が必要なお子さんについて、関係機関に相談することができ、支援に関する対応を考えたり、長期的な視点にたったの助言をもらったりすることができます。

### ③その他、目的達成に必要なこと

\*美波町特別支援連携協議会では、保護者委員を公募します。(2名程度)

美波町内在住の方で特別支援教育について関心のある方は、3月31日までに町教育委員会(☎ 77 - 3620)へご連絡ください。任期は1年(4月1日から3月31日)です。

